

社会福祉連携推進法人の 施行に向けた論点 (第1回検討会を踏まえた修正版)

令和2年12月

社会・援護局 福祉基盤課

論点

関連条文・事業展開検討会報告書

- 社会福祉連携推進法人の目的や設立することで得られるメリットは何か。

- 社会福祉連携推進業務について、それぞれ具体的にはどのような取組が該当するか。
- 地域福祉支援業務及び災害支援業務は地域に根ざしたものであるのに対し、それ以外の業務は法人経営に密接に関係するものであるので、同じ社会福祉連携推進法人と言っても、タイプが異なるものが生じるのではないか。
- 「資金の貸付けその他の社員(社会福祉法人に限る。)が社会福祉事業に係る業務を行うのに必要な資金を調達するための支援として厚生労働省令で定めるもの」について、貸付け以外を認める必要があるか。
- 社会福祉連携推進業務を行うにあたって、それぞれどのような留意が必要か。

(社会福祉連携推進法人の認定)
 第二百五条 次に掲げる業務(以下この章において「社会福祉連携推進業務」という。)を行おうとする一般社団法人は、第二十七条各号に掲げる基準に適合する一般社団法人であることについての所轄庁の認定を受けることができる。

- 一 地域福祉の推進に係る取組を社員が共同して行うための支援
- 二 災害が発生した場合における社員(社会福祉事業を経営する者に限る。次号、第五号及び第六号において同じ。)が提供する福祉サービスの利用者の安全を社員が共同して確保するための支援
- 三 社員が経営する社会福祉事業の経営方法に関する知識の共有を図るための支援
- 四 資金の貸付けその他の社員(社会福祉法人に限る。)が社会福祉事業に係る業務を行うのに必要な資金を調達するための支援として厚生労働省令で定めるもの
- 五 社員が経営する社会福祉事業の従事者の確保のための支援及びその資質の向上を図るための研修
- 六 社員が経営する社会福祉事業に必要な設備又は物資の供給

検討会報告書 (抄)

2 社会福祉法人を中核とする非営利連携法人

(2) 業務

連携法人の業務として、福祉サービスの取り巻く課題に社会福祉法人等が連携して対応するため、社会福祉事業を行わず、連携の推進を図ることを目的とする業務として、

- ① 地域包括ケアシステムの構築も含めた、地域共生社会の実現に向けた連携
- ② 災害対応に係る連携
- ③ 福祉人材確保・育成
- ④ 本部事務の集約や生産性向上のための共同購入など、社会福祉事業の経営に係る支援
- ⑤ 社会福祉法人への貸付を対象とすることが適当である。

論点

関連条文・事業展開検討会報告書

- 社会福祉連携推進法人の設立により、懸念される点をどう払拭するのか。例えば、万一、地域において、社会福祉連携推進法人が独占状態になったときに、福祉サービスの質の維持・向上や地域住民のニーズや要望の把握などをどう担保させるのか。

- 社会福祉連携推進業務以外にどのような業務を行うことができるか。
- 社会福祉連携推進業務以外の業務を行うにあたってどのような留意が必要か。

(社会福祉連携推進法人の業務運営)
 第一百三十二条 (略)

- 3 社会福祉連携推進法人は、社会福祉連携推進業務以外の業務を行う場合には、社会福祉連携推進業務以外の業務を行うことによつて社会福祉連携推進業務の実施に支障を及ぼさないようにしなければならない。
- 4 社会福祉連携推進法人は、社会福祉事業を行うことができない。

- 業務運営にかかる費用はどのように賄うか。会費以外に例えば、
①寄附を受けることはできるのか。
②債券は発行できるのか。
③一般社団法人法の基金は設置できるのか。
- 社員である社会福祉法人は会費をどのように支出するか。

- 社会福祉連携推進法人として、財産をどこまで保有できることとし、どのように管理できることにすべきか。

- 地域医療連携推進法人のように、出資して子会社を持つことはできるのか。

- 業務運営の実施体制(社会福祉連携推進法人の職員と社員である法人の職員を兼務する場合の給与等の取扱い等)はどのように整備すべきか。

論点

関連条文・事業展開検討会報告書

地域福祉の推進に係る取組を社員が共同して行うための支援(地域福祉支援業務)について、

- 地域福祉支援業務として具体的に実施可能な取組は何か。
- **社会福祉事業以外の福祉サービスなど**地域住民に対する直接的な支援を行う業務を実施することは可能か。

(社会福祉連携推進法人の認定)
 第二十五条 次に掲げる業務(以下この章において「社会福祉連携推進業務」という。)を行おうとする一般社団法人は、第二十七条各号に掲げる基準に適合する一般社団法人であることについての所轄庁の認定を受けることができる。
 一 地域福祉の推進に係る取組を社員が共同して行うための支援

災害が発生した場合における社員が提供する福祉サービスの利用者の安全を社員が共同して確保するための支援(災害時支援業務)について、

- 災害時支援業務として具体的に実施可能な取組は何か。
- 感染症対策の取扱いはどのように考えれば良いのか。
- 地方公共団体が行う、災害対策や感染症対策との整合性はどのように取れば良いのか。
- DWATとの関係はどのように考えれば良いのか。

(社会福祉連携推進法人の認定)
 第二十五条 次に掲げる業務(以下この章において「社会福祉連携推進業務」という。)を行おうとする一般社団法人は、第二十七条各号に掲げる基準に適合する一般社団法人であることについての所轄庁の認定を受けることができる。
 二 災害が発生した場合における社員(社会福祉事業を営業者に限る。次号、第五号及び第六号において同じ。)が提供する福祉サービスの利用者の安全を社員が共同して確保するための支援

論点

関連条文・事業展開検討会報告書

社員が経営する社会福祉事業の経営方法に関する知識の共有を図るための支援(経営支援業務)について、

- 経営支援業務として具体的に実施可能な取組は何か。
- 事務処理の代行は実施可能か。他の法律の適用関係はどうなっているのか。

(社会福祉連携推進法人の認定)
 第二百五条 次に掲げる業務(以下この章において「社会福祉連携推進業務」という。)を行おうとする一般社団法人は、第二百二十七条各号に掲げる基準に適合する一般社団法人であることについての所轄庁の認定を受けることができる。
 三 社員が経営する社会福祉事業の経営方法に関する知識の共有を図るための支援

社員が経営する社会福祉事業に必要な設備又は物資の供給(物資等供給業務)について、

- 物資等供給業務として具体的に実施可能な取組は何か。
- 社員の施設での給食の供給は実施可能か。

(社会福祉連携推進法人の認定)
 第二百五条 次に掲げる業務(以下この章において「社会福祉連携推進業務」という。)を行おうとする一般社団法人は、第二百二十七条各号に掲げる基準に適合する一般社団法人であることについての所轄庁の認定を受けることができる。
 六 社員が経営する社会福祉事業に必要な設備又は物資の供給

論点

関連条文・事業展開検討会報告書

社員が経営する社会福祉事業の従事者の確保のための支援及びその資質の向上を図るための研修(人材確保等業務)について、

- 人材確保等業務のうち、委託募集の特例の詳細についてはどのように考えるのか。
- 社員間の従業員的人事交流・労働移動に関して具体的に実施可能な業務は何か。また、人事交流の調整にあたり、労働法上留意すべき点は何か。
- 技能実習制度における監理団体等、外国人材に関する業務は人材確保等業務として実施可能なのか。

(社会福祉連携推進法人の認定)

第二百五条 次に掲げる業務(以下この章において「社会福祉連携推進業務」という。)を行おうとする一般社団法人は、第二十七条各号に掲げる基準に適合する一般社団法人であることについての所轄庁の認定を受けることができる。

五 社員が経営する社会福祉事業の従事者の確保のための支援及びその資質の向上を図るための研修

(委託募集の特例等)

第三十四条 社会福祉連携推進法人の社員が、当該社会福祉連携推進法人をして社会福祉事業に従事する労働者の募集に従事させようとする場合において、当該社会福祉連携推進法人が社会福祉連携推進業務として当該募集に従事しようとするときは、職業安定法第三十六条第一項及び第三項の規定は、当該社員については、適用しない。

2 社会福祉連携推進法人は、前項に規定する募集に従事するときは、あらかじめ、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。

論点

関連条文・事業展開検討会報告書

資金の貸付けその他の社員が社会福祉事業に係る業務を行うのに必要な資金を調達するための支援として厚生労働省令で定めるもの(貸付業務)について、

- 貸付けの当事者で合意すべき内容
- 貸付原資を提供する社員(社会福祉法人)のルール
- 貸付けを受ける社員のルール
- 金利や上限額の設定等
- **焦げ付いた場合の責任の所在**

等をどのように考えるか。

(社会福祉連携推進法人の認定)
 第二百五条 次に掲げる業務(以下この章において「社会福祉連携推進業務」という。)を行おうとする一般社団法人は、第二十七条各号に掲げる基準に適合する一般社団法人であることについての所轄庁の認定を受けることができる。

四 資金の貸付けその他の社員(社会福祉法人に限る。)が社会福祉事業に係る業務を行うのに必要な資金を調達するための支援として厚生労働省令で定めるもの

(認定申請)
 第二十六条 (略)
 2 前項の社会福祉連携推進方針には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

四 前条第四号に掲げる業務を行おうとする場合には、同号に掲げる業務により支援を受けようとする社員及び支援の内容その他厚生労働省令で定める事項

(認定の基準)
 第二十七条 (略)
 五 定款において、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第十一条第一項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を記載し、又は記録していること。

ト 第二百五条第四号の支援を受ける社会福祉法人である社員が当該社会福祉法人の予算の決定又は変更その他厚生労働省令で定める事項を決定するに当たっては、あらかじめ、当該一般社団法人の承認を受けなければならないこととする旨

検討会報告書(抄)
 2 社会福祉法人を中核とする非営利連携法人
 (7) 社会福祉法人への貸付業務を行う場合の取扱い
 ○ 社会福祉法人への貸付の原資として、貸付対象ではない社員である社会福祉法人から連携法人への貸付を認めること
 認める貸付の限度額は、連携法人の貸付が当該社会福祉法人の拠点において運営に影響を与えないようにするため、拠点から法人本部に繰入が可能な範囲で認めること
 ○ 連携法人は社員である社会福祉法人から貸し付けられた資金について他の資金とは区分経理をし、社会福祉法人への貸付以外の用途への使用は一切認めないこと

論点	関連条文・事業展開検討会報告書
<ul style="list-style-type: none"> 社会福祉連携推進方針の記載内容の詳細はどのように定めれば良いか。 	<p>(認定申請) 第二百二十六条 (略) 2 前項の社会福祉連携推進方針には、次に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 社員の氏名又は名称 二 社会福祉連携推進業務を実施する区域 三 社会福祉連携推進業務の内容 四 前条第四号に掲げる業務を行おうとする場合には、同号に掲げる業務により支援を受けようとする社員及び支援の内容その他厚生労働省令で定める事項
<p>定款記載事項のうち法律で決まっていない部分については、</p> <ul style="list-style-type: none"> 理事及び監事の要件等は、社会福祉法人と同水準のものとする 貸付けを受ける社員が社会福祉連携推進法人に承認を受ける事項は、地域医療連携推進法人を参考にすること 社会福祉連携推進認定の取消しを受けた場合の財産の贈与先は、国、地方自治体、社会福祉連携推進法人及び社会福祉法人とすることとするのはどうか。 	<p>検討会報告書 (抄) 2 社会福祉法人を中核とする非営利連携法人 (7) 社会福祉法人への貸付業務を行う場合の取扱い ○ 貸付を受ける社会福祉法人社員が予算や事業計画等の重要事項を決定する際には、連携法人の承認を受けなければならないこと (10) その他 また、代表理事の選任等、連携法人のその他の仕組みについては、地域医療連携推進法人の仕組みを参考に、次のようにすることが適当である。 ○ 連携法人の公益性に鑑み、次に掲げる項目等の法人のガバナンスについては、社会福祉法人と同様とすること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 理事会・理事・監事・会計監査人の機関の設置 ・ 定款変更の所轄庁認可 ・ 財務諸表等の閲覧・公表義務 ・ 解散・清算の手続 ・ 残余財産の帰属先
<ul style="list-style-type: none"> 申請等に係る添付書類については、地域医療連携推進法人を参考にしつつ、必要なものを添付するのはどうか。 	<p>(認定申請) 第二百二十六条 前条の認定(以下この章において「社会福祉連携推進認定」という。)の申請は、厚生労働省令で定める事項を記載した申請書に、定款、社会福祉連携推進方針その他厚生労働省令で定める書類を添えてしなければならない。</p>

論点

関連条文・事業展開検討会報告書

- 社員として参加できる者の範囲はどのように定めれば良いか。
(「社会福祉法人の経営基盤を強化するために必要な者」の範囲、法人格の必要性等)

(認定の基準)
 第二百二十七条 (略)
 二 社員の構成について、社会福祉法人その他社会福祉事業を営業者又は社会福祉法人の経営基盤を強化するために必要な者として厚生労働省令で定める者を社員とし、社会福祉法人である社員の数が社員の過半数であること。

- 社員の議決権の取扱いについてどのように定めれば良いか。
(1社員1議決権の例外的取扱い、社員である社会福祉法人の議決権の割合、各社員の理事会との関係等)

(認定の基準)
 第二百二十七条 (略)
 五 (略)
 イ 社員が社員総会において行使できる議決権の数、議決権を行使することができる事項、議決権の行使の条件その他厚生労働省令で定める社員の議決権に関する事項
 検討会報告書 (抄)
 2 社会福祉法人を中核とする非営利連携法人
 (6) 議決権
 また、連携法人が社会福祉法人を中核とした連携・協働化の選択肢であるという観点を踏まえ、議決権の過半数を社会福祉法人とすることが適当である。

- 会計監査人の設置義務の範囲や監査の内容等どのように定めれば良いか。

(認定の基準)
 第二百二十七条 (略)
 五 (略)
 ホ その事業の規模が政令で定める基準を超える一般社団法人においては、次に掲げる事項
 (2) 会計監査人を置く旨及び会計監査人が監査する事項その他厚生労働省令で定める事項

論点	関連条文・事業展開検討会報告書
<p>社会福祉連携推進評議会の構成員について、</p> <ul style="list-style-type: none"> 具体的なイメージ 役員との兼務の可否 選任・解任 <p>についてどのように定めれば良いか。</p>	<p>(認定の基準) 第二百二十七条 (略) 五 (略) へ 次に掲げる要件を満たす評議会(第三十六条において「社会福祉連携推進評議会」という。)を置く旨並びにその構成員の選任及び解任の方法 (1) 福祉サービスを受ける立場にある者、社会福祉に関する団体、学識経験を有する者その他の関係者をもつて構成していること。 (2) 当該一般社団法人がトの承認をするに当たり、必要があると認めるときは、社員総会及び理事会において意見を述べるができるものであること。 (3) 社会福祉連携推進方針に照らし、当該一般社団法人の業務の実施の状況について評価を行い、必要があると認めるときは、社員総会及び理事会において意見を述べるができるものであること。</p>
<ul style="list-style-type: none"> 社会福祉連携推進法人が社会福祉連携推進評議会に意見を求めなければならない事項は、具体的にどのようなものが考えられるか。 社会福祉連携推進評議会の評価項目は、具体的にどのようなものが考えられるか。 	<p>(評価の結果の公表等) 第三十六条 社会福祉連携推進法人は、第二百二十七条第五号へ(3)の社会福祉連携推進評議会による評価の結果を公表しなければならない。 2 社会福祉連携推進法人は、第二百二十七条第五号へ(3)の社会福祉連携推進評議会による意見を尊重するものとする。</p> <p>検討会報告書 (抄) 2 社会福祉法人を中核とする非営利連携法人 (8) 地域の意見の反映 連携法人が活動地域の地域住民の意向を十分に反映し、地域の福祉サービスの維持・向上に資する存在となるよう、福祉サービスを受ける立場にある者や、社会福祉に関する団体、地域福祉の実情を知る専門家(社会福祉士等)等の地域関係者からなる評議会を設置することが適当である。 評議会は、連携法人の運営状況を評価する役割や、社員総会及び理事会に意見具申をする役割を持たせることが必要である。また評議会が把握した連携法人の運営状況の評価を地域住民に伝える仕組みも合わせて整備することが適当である。</p>

項目	関連条文・事業展開検討会報告書
<ul style="list-style-type: none"> 社会福祉連携推進方針や計算書類等の情報公開をどのように行うか。 	<p>※第144条による第59条の2の準用後の条文</p> <p>(情報の公開等)</p> <p>第五十九条の二 社会福祉連携推進法人は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、遅滞なく、厚生労働省令で定めるところにより、当該各号に定める事項を公表しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 第百三十九条第一項の認可を受けたとき、又は同条第三項の規定による届出をしたとき 定款の内容 二 第百三十八条第一項において準用する第四十五条の三十五第二項の承認を受けたとき 当該承認を受けた報酬等の支給の基準 三 前条の規定による届出をしたとき 同条各号に掲げる書類のうち厚生労働省令で定める書類の内容 <p>5 厚生労働大臣は、社会福祉連携推進法人に関する情報に係るデータベース(情報の集合物であつて、それらの情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したものをいう。)の整備を図り、国民にインターネットその他の高度情報通信ネットワークの利用を通じて迅速に当該情報を提供できるよう必要な施策を実施するものとする。</p>
<ul style="list-style-type: none"> 社会福祉連携推進法人の財産の取扱いについては、地域医療連携推進法人の仕組みを参考にしつつ、社会福祉法人と同様とするのはどうか。 	<p>検討会報告書 (抄)</p> <p>2 社会福祉法人を中核とする非営利連携法人</p> <p>(10) その他</p> <p>また、代表理事の選任等、連携法人のその他の仕組みについては、地域医療連携推進法人の仕組みを参考に、次のようにすることが適当である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 連携法人の公益性に鑑み、次に掲げる項目等の法人のガバナンスについては、社会福祉法人と同様とすること。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 残余財産の帰属先
<ul style="list-style-type: none"> <u>社会福祉連携推進法人の税制はどのようになるのか。</u> 	<p>—</p>
<ul style="list-style-type: none"> <u>社員間の情報共有の仕組みについて、どのように考えるか。</u> 	<p>—</p>